

平成27年度税制改正要望の主要事項について

1 新規・拡充措置に関する要望

- (1) 森林吸収源対策の財源確保に係る税制措置の創設（複数税目）
- (2) 農業経営基盤強化準備金制度の拡充及び2年延長（所得税・法人税）
- (3) 農地中間管理機構の整備に伴う課税上の所要の措置（固定資産税）
- (4) 振興山村における工業用機械等の特例措置の見直し及び2年延長（所得税・法人税）

2 既存措置に関する要望

- (1) 軽油引取税の課税免除の特例措置の3年延長（軽油引取税）
- (2) 農業協同組合等が一定の貸付けを受けて共同利用施設を取得した場合の課税標準の特例措置の2年延長（不動産取得税）
- (3) 利用権設定等促進事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置等の2年延長（登録免許税、不動産取得税）
- (4) 山林所得に係る森林計画特別控除の3年延長（所得税）